

事務連絡
令和2年3月3日

各 都道府県
指定都市 子ども・子育て支援交付金
中核市 子育て援助活動支援事業
ご担当者様

内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業等に関連しての
子育て援助活動支援事業に対する財政措置について

平素より、子ども・子育て支援の推進にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

小学校が臨時休業等となった場合であって、子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)等の代替措置の検討をお願いしたところです。「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に伴う保育所等の対応について」(令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い幼稚園や小学校が臨時休業した場合の子どもの預かりについて」(令和2年2月26日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡))

今般の対応に伴い、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)を利用した際、可能な限り保護者負担が生じないように利用料減免を行った場合に生じる費用については、内閣府計上の令和元年度子ども・子育て支援交付金において、1日当たり6,400円の加算を創設し、国庫負担割合を10/10として補助することを予定しています。

交付要綱や申請手続き等については追ってご連絡させていただきますが、各都道府県子ども・子育て支援交付金ご担当者様、子育て援助活動支援事業ご担当者様におかれは、ご了知の上、貴管内各市町村(特別区を含む。)に対してご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。